平成２９年（フ）第６４９号
愛知県愛西市森川町一番割１番地、従前の住所東京都中野区上高田１丁目45番12号　ジョルノ中野102
破産者　伊藤　大智
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６５号
名古屋市守山区大字中志段味字曲畷2477番地の１　長谷川コーポ２階６号室、従前の住所名古屋市守山区大字中志段味字大洞口2738番地の４
破産者　生麩製造卸なかのこと　中野　玉平
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９４号
名古屋市中区千代田２丁目14番24号　キャノンピア鶴舞306号
破産者　梅原　京子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３９号
和歌山市園部152番地18、前住所和歌山県橋本市高野口町伏原928番地の４
破産者　岡原　　修
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３４２号
和歌山市津秦119番地１　フラワーステージ１―102
破産者　Ｇａｒａｇｅ　ＬＯＷ　ＲＩＤＥＲことローライダーことガレージ・ローライダーこと　山本　哲也
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６７号
和歌山県海南市重根1982番地３
破産者　中　泰一郎
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４号
和歌山市元寺町２丁目28番地２
破産者　西峰　　晃
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５号
広島県安芸郡海田町大正町２番19―12―105号
破産者　グルメピアザこと　柚木﨑和利
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３０号
広島市中区本川町３丁目３番11―601号、申立時の住所広島市中区猫屋町８番17号　５階
破産者　中山　勘司
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
青森市柳川１丁目３番26―203号
破産者　松野　紀子
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
青森市筒井３丁目14番35号
破産者　三上　謙次
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
青森市古川３丁目３番13号
破産者　小野　隆之
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1145番地
破産者　肉のよしだこと　吉田　幸雄
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１０１８号
横浜市西区平沼１丁目19番13―202号
破産者　加藤　和広
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５３号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目９番53号
破産者　佐藤　邦雄
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２号
長野県大町市大町3275番地５
破産者　遠山　　望
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県丹波市氷上町横田745番地
破産者　吉田　光則
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部